

第 10 期大学分科会における部会等の設置について

平成 31 年 3 月 27 日
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第 6 条第 1 項並びに中央教育審議会運営規則第 3 条第 5 項及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 質保証システム部会

(所掌事務)

設置基準、設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムの在り方について専門的な調査審議を行う。

2. 大学院部会

(所掌事務)

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

3. 教学マネジメント特別委員会

(所掌事務)

各大学等における教学マネジメントの確立に向けた方策（学修成果の可視化や情報公表の在り方を含む）について専門的な調査審議を行う。

4. 法科大学院等特別委員会

(所掌事務)

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

5. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

(所掌事務)

学校教育法第 112 条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

第10期大学分科会における主な検討事項（案）

大学分科会

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」のフォローアップ
- 教育と研究を両輪とする高等教育の在り方（大学院部会の議論も考慮）
- 地域における高等教育機関と大学間の連携の在り方

質保証システム部会

- 設置基準の解釈の明確化，抜本的な見直し
- 認証評価の在り方
- 設置認可から認証評価までの質保証システム全体の在り方

大学院部会

- 「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」を踏まえた省令改正の検討
【平成31（2019）年4月頃～平成31（2019）年7月頃】
- 第4次大学院教育振興施策要綱（対象期間：2021年度～2025年度）の策定
【平成31（2019）年7月頃～2021年1月頃】
- 博士後期課程レベルの高度専門職業人養成にふさわしい新たな課程の在り方も含めた大学院全体の課程の在り方【平成31（2019）年4月頃～】

教学マネジメント特別委員会

- 教学マネジメントに係る指針の策定や学修成果の可視化と情報公表の在り方に関する検討【～平成31年（2019）年12月頃】

法科大学院等特別委員会

- 法科大学院と法学部の連携の在り方【平成31（2019）年4月頃～】
※法案を踏まえた政省令等改正の検討：～平成31（2019）年9月頃
- 法科大学院における法学未修者教育の改善【平成31（2019）年4月頃～】

認証評価機関の認証に関する審査委員会

- 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議
【審議中：1件（公立大学改革支援・評価研究センター）】
【新規案件：1件（大学基準協会）】